

# 倫 理 綱 領

(平成5年10月14日制定)

(平成14年3月26日改定)

(平成17年3月25日改定)

日本医療機器産業連合会

日本医療機器産業連合会の社会的役割は、医療機器の開発・製造・輸入・販売に携わり、人類の健康・福祉に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することであり、そのためには関連法規を含め諸規約の遵守、社会の規範となることが求められている。人口の少子・高齢化の進行や疾病構造の変化、国民の健康への意識の向上等、医療を取り巻く環境は著しく変貌しており、当連合会に求められる役割は極めて大きくなっている。このような状況にあつて、当連合会に加盟する団体の会員企業（以下「会員企業」という）は、医療の一端を担う関連企業として、高度の倫理性に根ざした事業活動をしなければならない。

従つて、会員企業は、医療機器が生命の誕生から維持に至るまで人類全てに深い関わり合いを持ち、医療の本質に直接関与していることを深く自覚しなければならない。そして、高品質で費用対効果に優れた技術を生み出し、医療機器関連産業の発展に寄与する事により、医療の向上に貢献するとともに、社会の信頼を得るよう努めなければならない。

- 1) 会員企業は、医学を始めとする科学の進歩に応じて、優れた医療機器の研究開発・生産に努力し、適切な品質管理のもと製品の有効性・安全性の確保と安定供給を心掛け、環境問題にも配慮した事業活動に努めなければならない。
- 2) 会員企業は、一般法令はもちろんのこと医療機器業の事業活動に関する行動基準として策定した「企業行動憲章」、「医療機器業プロモーションコード」、景品類の提供に関する「医療機器業公正競争規約」及び関連法規を遵守し、高い倫理的自覚のもとに健全で適正な事業活動に努めなければならない。
- 3) 会員企業は、国内はもとより国際的な取引においても、公正で自由な競争こそが企業存立の基盤であることを認識し、特にわが国の公的医療保険制度のもとで遵法精神の向上と正常な商慣習の形成に努め、社会の信頼に応えなければならない。

以上